

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率引上げ分の地方消費税交付金は、社会保障4経費(年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)、その他社会保障施策に充てることとされています。

### ◆社会保障施策とは、

- ① 社会福祉(生計が困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かにならしめること)
  - 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など
- ② 社会保険(保険的方法によって社会保障を行う制度総称であるが、法令に基づき実施される強制保険を意味している)
  - 国民健康保険、介護保険、年金など
- ③ 保健衛生(国民の健康を保つための施策を意味している)
  - 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防施策、健康増進対策など

## 令和5年度決算額

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源分) 12億6,116万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 122億8,547万円

### 【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		事業費	特定財源	一般財源
社会福祉	生活保護事業	1,332,032	959,986	372,046
	児童福祉事業	4,173,638	2,805,074	1,368,564
	母子福祉事業	329,243	119,382	209,861
	高齢者福祉事業	15,121	3,665	11,456
	障害者福祉事業	2,665,986	1,907,994	757,992
小計		8,516,020	5,796,101	2,719,919
社会保険	国民健康保険	508,046	258,907	249,139
	介護保険	1,142,682	63,514	1,079,168
	後期高齢者医療保険	1,295,457	299,912	995,545
小計		2,946,185	622,333	2,323,852
保健衛生	医療に係る施策	28,702	1,919	26,783
	感染症その他の疾病の予防対策	792,587	385,451	407,136
	健康増進対策	1,980	67	1,913
小計		823,269	387,437	435,832
合 計		12,285,474	6,805,871	5,479,603